

F P 6 相続・事業承継設計（平成23年度版）

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

・197ページ 第2部第2章4.生命保険の活用 に続けて加筆

ただし、死亡保険金は受取人固有の財産であり、二男は遺留分減殺請求をすることが可能である。もちろん、生命保険金の場合によっては相続財産に組み込まれるという考え方（最高裁平成16年10月29日決定）もあるため、遺留分減殺請求が必ず認められるとは限らない。しかし、このようなトラブルを避けるため、相続争いの可能性がある場合は、次の による代償分割の資産準備として活用することが得策である。